

## 高野町における住民票の写し等の交付に係る本人告知制度の実施について

### 1 制度の目的

住民票の写しや戸籍謄抄本等（以下「住民票の写し等」という。）が第三者に不正取得されていた場合、取得された者等にその事実を告知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利や人権侵害の抑止又は防止を図ることを目的としています。

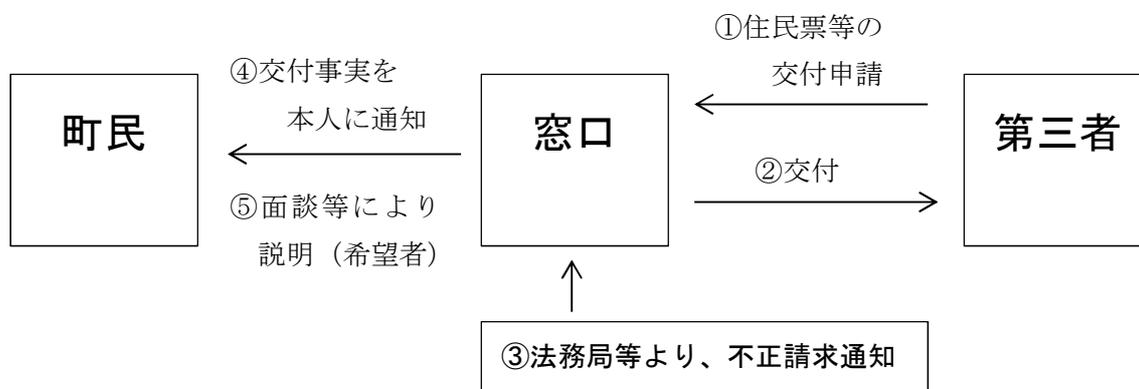
### 2 制度の概要

高野町における「本人告知制度」は、法令の規定により住民票の写し等を請求できる第三者が、住民票の写し等を不正取得したことが明らかになった場合に、取得された本人等にその事実を告知する制度です。

### 3 実施期日

平成28年10月1日から実施

### 4 本人告知制度の仕組み



※本人通知制度とは別の制度になります。事前登録等は必要ありません。  
(全町民が対象となります。)